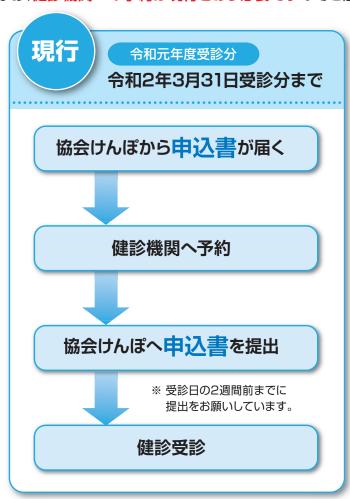
一 加入者・事業主の皆さまへ -

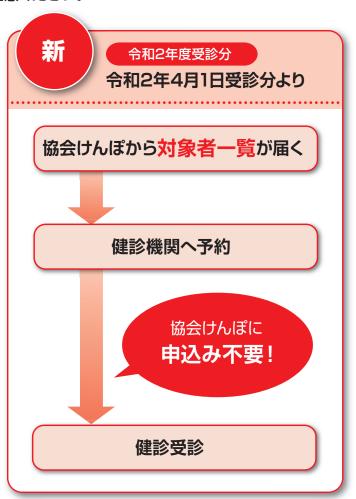
重要

令和2年度の生活習慣病予防健診受診分より 協会けんぽへの申込みが不要に!

現在、生活習慣病予防健診を受診にするにあたっては、加入者(被保険者)・事業主様から協会けんぽへ申込書のご提出を頂いておりますが、皆さまの事務の負担軽減のため、令和2年4月1日受診分より協会けんぽへの申込み手続きを廃止することといたしました。情報提供サービスを利用した申込み手続きも同様に不要となります。

なお、健診機関への予約は現行どおり必要ですのでご注意ください。





情報提供サービス(事業主様向け)のお知らせ

申込書の廃止に伴い、令和2年2月下旬(予定)より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

申込書廃止及び情報提供サービス について詳しくはこちら

協会けんぽトップページ > 健診・保健指導のご案内 > 申込書廃止について



お問い合わせ先

Tel043-308-0525

• 退職後、任意継続へのご加入を検討されている方へ。

~退職日の確認ができる書類を添付していただくと、健康保険証を早く発行できます~

これまで任意継続の健康保険証の発行は、日本年金機構から資格喪失データの提供を受けてからの発行(受付から2~3週間程度)でしたが、令和元年10月以降は**退職日の確認ができる**書類を添付していただくと健康保険証の早期発行(受付から1週間程度)が可能となりました。

退職日の確認ができる書類の例★事業主様または公的機関の証明印が必要です。

事業主様が証明した 退職証明書の写し 雇用保険被保険者離職票の写し

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し

など

上記の書類が添付できない場合は、「健康保険資格喪失証明書」を事業主様に記入していただき、添付することも可能です。

健康保険資格喪失証明書 フォーマットはこちら





※扶養家族がいる場合の添付書類は従来どおりです。詳細は任意継続被保険者資格取得申出書の記入の手引きまたはホームページをご覧ください。

令和元年台風15号及び19号により被害を受けられた皆さまへ

このたびの令和元年台風15号及び19号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。協会けんぽでは、今回の台風により甚大な被害を受けられた加入者の方々に対して医療機関等の窓口における一部負担金の支払いの免除・還付等を行っております。

免除•還付対象期間

令和元年10月12日~ 令和2年1月31日 対象となる市町村や、 免除となる条件等に ついてはこちら



年末年始の ご案内 年末年始は書類の提出が集中するため、通常よりも審査に時間がかかる場合がございます。 **お早めにお手続きをお願いいたします**。

※年金事務所出張窓口も同様となります。ご注意ください。

年末: 12月27日(金)まで

年始: 1月6日(月)から

協会けんぽの船橋・市川年金事務所出張窓口(1月の開設日)

船橋年金事務所出張窓口

(開設日:月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

令和2年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

市川年金事務所出張窓口

(開設日:月初日・火曜日・木曜日) ※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

令和2年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1		3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	







ホームページ

協会けんぽ千葉

検索

※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日・年末年始(12/28~1/5まで)を除く)まで開設しております。

開設日

協会けんぽ年金事務所 出張窓口 開設時間 AM8:30~12:00 PM1:00~5:15 **AM12:00~PM1:00は不在となります。



全国健康保険協会 千葉支部

〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階

TEL**043-308-0521** (

1 (代表) ※電話のおかけ間違いにご注意ください。